

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
（いずれも岐阜市所管の施設等を含む。）

} 様

岐阜県健康福祉部長

「新型コロナウイルス感染症対策～新たな波に備えて～」について

本県では、緊急事態措置解除後も第5波の終息を目指して感染防止対策に取り組んだ結果、新規感染者数及び病床使用率は減少いたしました。このところの減少のスピードは鈍くなっています。

今後、秋の行楽シーズンを迎え、その先には年末年始も控えていることから、第6波への備えが必要です。昨年は感染者の増加は11月から始まり、人流が活発となる年末年始に急増したところです。

このため、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症対策～新たな波に備えて～」を決定したところです。

県内の高齢福祉サービス事業所等におかれては、上記対策の趣旨に基づき、引き続き、下記により感染拡大防止の取組み徹底の継続をお願いします。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底について

各事業所・施設におかれては、引き続き、すべての関係職員に対して、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

- ・ワクチン接種後の方（ブレークスルー感染の恐れ）も含めて、以下の対策を徹底。
 - マスク着用（不織布マスクで隙間なくフィット）
 - 手指衛生（頻繁な手洗い、消毒）
 - 密回避（密閉・密集・密接のどれか一つでも回避）
 - こまめに換気
 - 体調管理（体調不良時には出勤・通学を含む全ての行動をストップ）
- ・感染リスクが高まる以下の「5つの場面」の回避。
 - 飲食を伴う懇親会等（注意力が低下する、大声になりやすい）
 - 大人数や長時間に及ぶ飲食（2次会・3次会、深夜のはしご酒等）
 - マスクなしでの会話（車やバスでの移動の際も要注意）
 - 狭い空間での共同生活の場での集まり（寮の部屋やトイレなど共用部分に注意）
 - 居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等は要注意）
- ・帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は上記の基本的な感染防止対策を徹底。特に、感染拡大地域への不要不急の移動は極力控える。
- ・会食は、4人までを基本とし、できる限り予約をし、短時間で。

- ・業種別ガイドラインを遵守している施設等を利用。
- ・遠隔地からの帰省・旅行に際して、感染防止策を徹底するとともに、出発前又は到着地での検査を勧奨。
- ・ワクチン接種の対象外である12歳未満の子どもとその家族への感染拡大を防ぐため、保護者世代へのワクチン接種の推進や帰宅時の手洗い等の感染防止対策を徹底。

2 すべての関係職員の体調管理の徹底について

各事業所・施設におかれては、外部委託の職員なども含め、当該施設内で従事するすべての関係職員について、体調不良がある場合に出勤することが無いよう、「ぎふコロナガード」（感染対策を監視し、健康状態を確認する責任者）を中心に、体調管理の徹底と、無理をして出勤しない職場の雰囲気づくりをお願いします。

3 動画を使った事業所・施設内研修の実施について

県では、9月10日に高齢者・障がい者施設の「第5波」感染防止緊急対策研修会をオンラインで開催し、その動画を県ホームページに掲載しています。

各事業所・施設においては、上記研修会の動画のほか、日本環境感染学会の配信動画など事業所・施設内研修を改めて実施し、すべての職員が視聴されるようお願いいたします。

○岐阜県「高齢者・障がい者施設の「第5波」感染防止緊急対策研修会」(約60分)

URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>

(研修資料、YouTubeリンク先を掲載)

○日本環境感染学会講習会動画(約20分)

講師：(一社)ぎふ総合健診センター所長・岐阜大学名誉教授 村上啓雄氏

URL：https://www.youtube.com/watch?v=7IKndd-cEM&list=PLU_dEM_9Nvr1UXcXtERsE2gJ5qEX50HZT&index=3

(研修資料は県高齢福祉課HPに掲載 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>)

[添付資料]

- ・「新型コロナウイルス感染症対策～新たな波に備えて～」(令和3年10月12日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		